

令和6年6月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

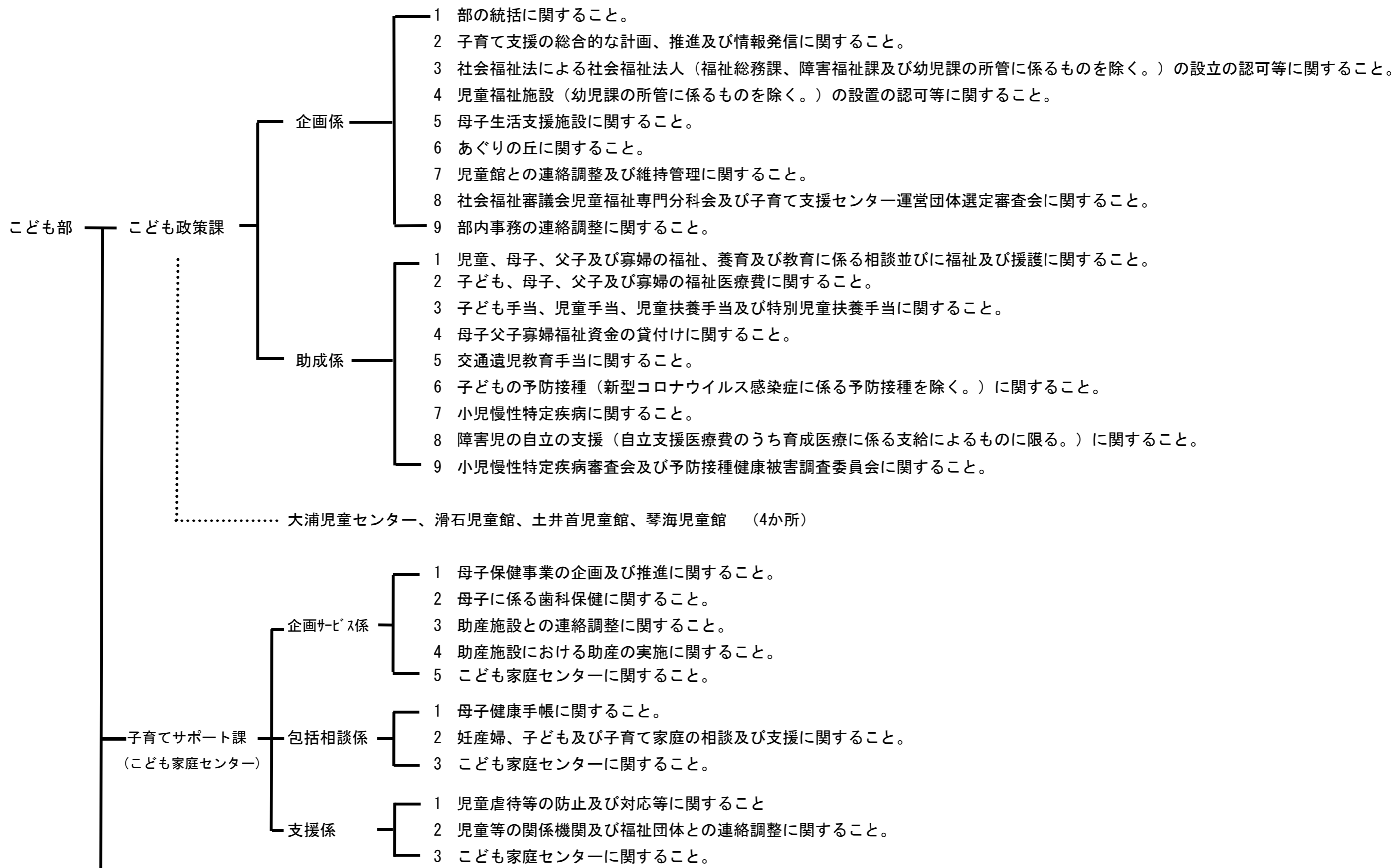
目次

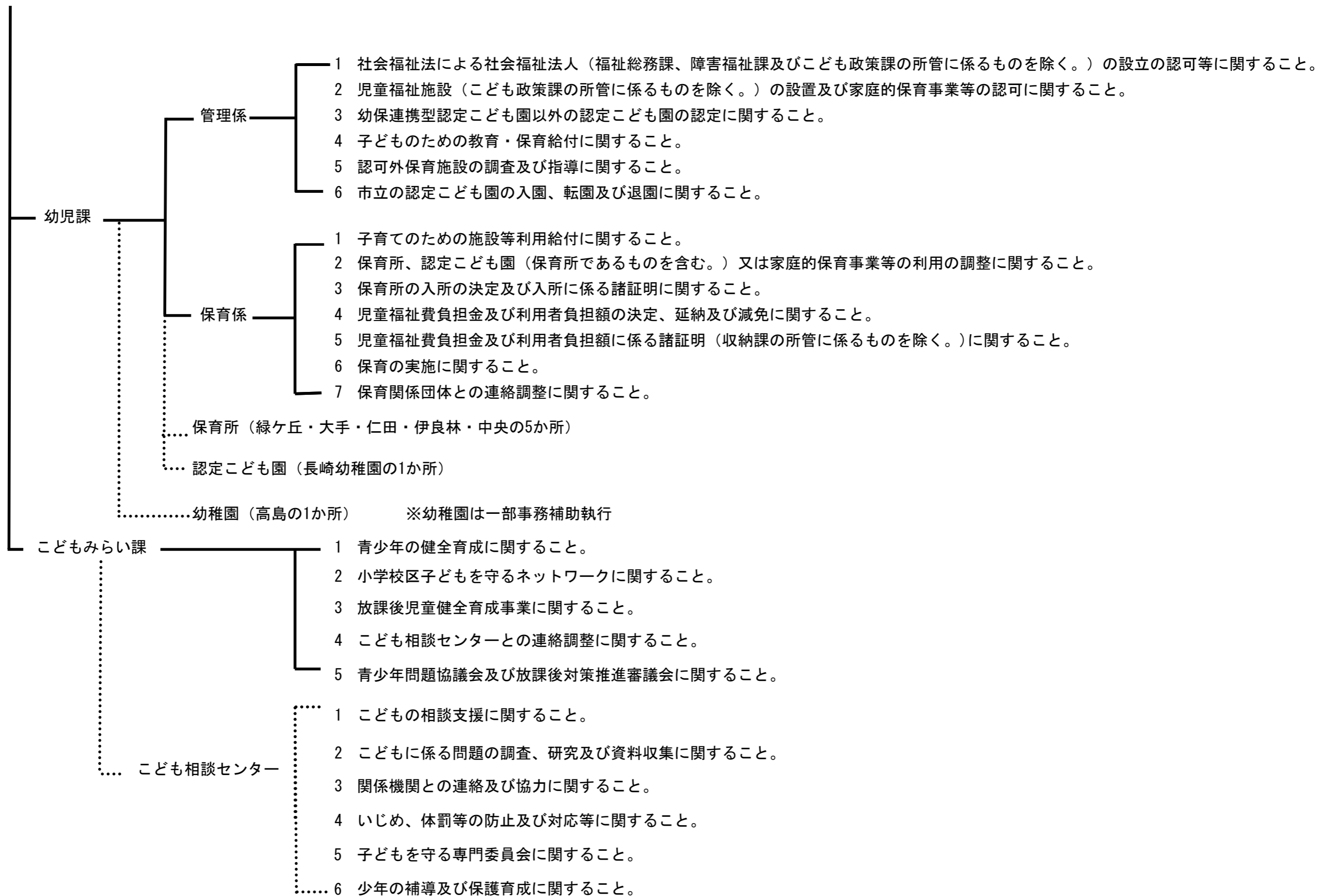
- 1 こども部機構及び事務分掌 P 2～ 3
- 2 こども部補職者名簿及び職員数 P 4～ 5
- 3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開 P 6
- 4 子どもを取り巻く基礎数値について P 7～10
- 5 令和6年度こども部所属別事業一覧 P11～23
- 6 指定管理者の更新の方針について P24～28
- 7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正について P29～34
- 8 市立の保育所等の今後のあり方の方針見直しについて（報告） P35～38
- 9 基本構想・基本計画等作成調について 別冊
- 10 令和5年度指定管理者制度の状況について 別冊

こども部

令和6年6月

1 こども部機構及び事務分掌（令和6年6月1日現在）





2 こども部補職者名簿及び職員数（令和6年6月1日現在）

正規職員総数 138人

※（ ）内の数字は正規職員数

★ 【部長】 山 本 勉 内線番号 2700

★ 【こども政策課】 (23人) 829-1278 (直通)

課長 中 辻 雅 夫 内線番号 2990

課長補佐 井 本 洋 行 内線番号 2991

企画係長 (8) 内 田 健 一 内線番号 2991

助成係長 (13) 西 村 直 美 内線番号 3081

★ 【子育てサポート課】 (26人) 829-1255 (直通)

次長兼課長 高 橋 秀 子 内線番号 3030

主幹 池 山 加 奈 恵 内線番号 3041

企画サービス係長 (8) 大 野 剛 内線番号 3021

包括相談係長 (6) 高 橋 理 恵 子 内線番号 3031

支援係長 (10) 山 城 美 由 紀 内線番号 3051

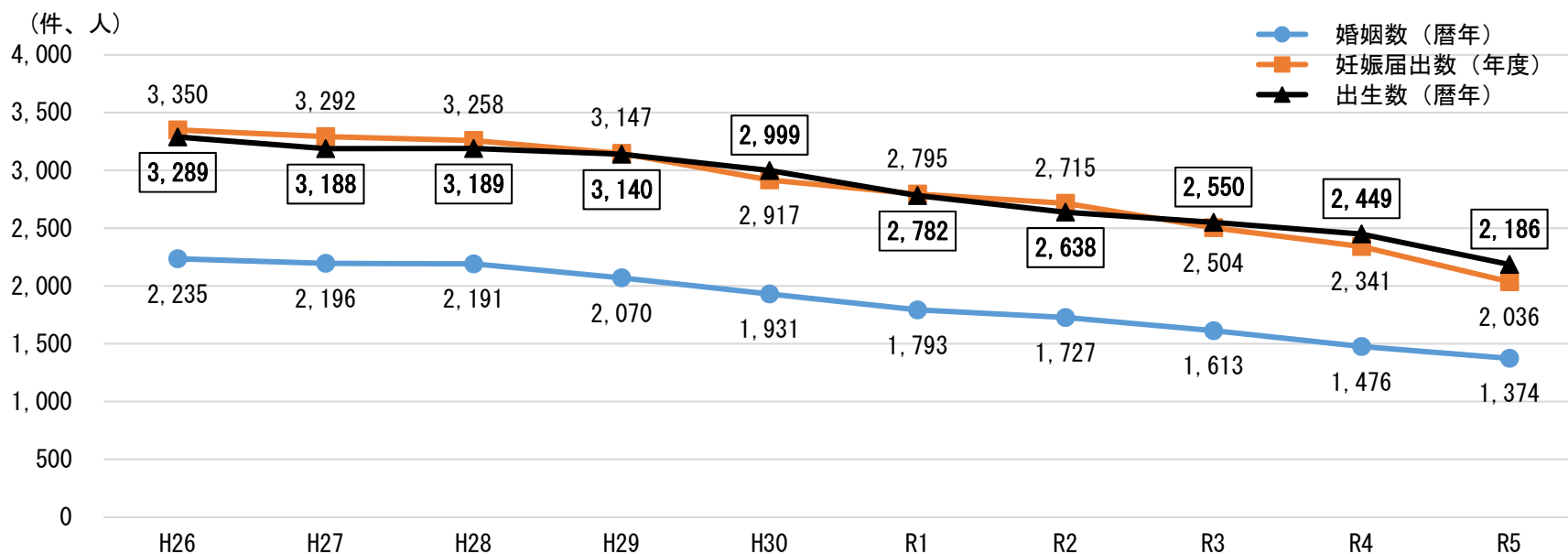
★ 【幼児課】	(76人)		829-1142 (直通)
次長兼課長		山 口 浩 一	内線番号 3130
主幹		宅 島 佳 也 子	内線番号 3121
課長補佐		迫 頭 智 宏	内線番号 3131
管理係長	(11)	榎 並 賢 悟	内線番号 3131
保育係長	(10)	大 出 啓 太 郎	内線番号 3122
保育所	(41)		
緑ヶ丘保育所長		牧 島 澄 子	822-9351 (直通)
大手保育所長		樋 口 真 由 美	845-0650 (直通)
仁田保育所長		秋 田 文 月	822-7045 (直通)
伊良林保育所長		吉 田 知 世	823-3366 (直通)
中央保育所長		安 井 彰 子	821-6736 (直通)
認定こども園	(11)		
長崎幼稚園長		吉 岡 慶 子	824-9966 (直通)
★ 【こどもみらい課】	(12人)		825-1949 (直通)
課長		中 野 尚 志	内線番号 3060
教育管理官兼 こども相談センター所長		川 口 邦 春	内線番号 3062
係長兼 こども相談センター係長	(10)	平 尾 和 也	内線番号 3061

3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開（令和6年度6月補正後）

長崎市第五次総合計画		妊婦	0歳	1歳	3歳	6歳	12歳	15歳	18歳	新規・拡大事業		
F4-2 母子の健康を支援します	妊産婦健康診査費	乳幼児、1歳6か月児、3歳児健康診査費									【拡大】産後ケア事業費	
	【拡大】産後ケア事業費										【拡大】乳児家庭全戸訪問費	
	【拡大】乳児家庭全戸訪問費										【拡大】子育て短期支援費	
	未熟児養育医療費										【拡大】子育て世帯訪問支援事業費	
	母子保健訪問指導費											
F4-3 子育て支援の充実を図ります	社会福祉審議会費	【新規】こども計画策定費									【新規】こども計画策定費	
	【拡大】子育て応援情報発信費(子育て応援情報サイト「イーカオ」、子育て応援アプリ「イーカオ+ (プラス)」、子育てガイドブック等)	イーカオサポーター				Instagram情報発信					【拡大】子育て応援情報発信費	
	【新規】こども家庭センター運営費										【新規】こども家庭センター運営費	
	助産施設入所費	赤ちゃんの駅の推進									【新規】乳児期家事代行サービス事業費	
	子育て支援センター運営費										【拡大】児童福祉システム整備費(システム改修)6月補正	
	発達支援特化型子育て支援センター運営費										【拡大】児童手当費	
	地域親子のふれあい支援費(お遊び教室、パパデー)					交通遺児援助費					特別児童扶養手当費	
	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費										子ども・子育て支援連携体制促進事業費	
	ファミリー・サポート・センター運営費	あぐりの丘運営費				児童福祉等設備整備事業費(あぐりの丘)						
						児童センター・児童館運営費						
						子ども食堂開設応援費						
		【新規】乳児期家事代行サービス事業費				【ゼロ予算】子どもの居場所連携体制づくり						
		子ども医療対策費				【拡大】児童福祉システム整備費(制度改正に伴うシステム改修)6月補正						
						児童福祉システム運営費						
	F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります	保育所	産休・病休代替職員費補助金 民間保育所等事業費補助金 民間保育所等運営費補助金 医療的ケア児保育支援費補助金				幼稚園					【拡大】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間保育所等)6月補正
		長崎市保育会研修費等補助金 市立保育所費(運営費) 【拡大】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間保育所等)6月補正 新保育施設建設用地整備事業費(旧仁田佐古小学校跡地擁壁)				認可外保育施設等利用給付費 低所得世帯副食費給付費 私立幼稚園振興費補助金 長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金 高島幼稚園運営費					第2子保育料無償化 【拡大】民間保育所等施設型給付費 【新規】認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費	
認定こども園		市立認定こども園(運営費)				【新規】全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金					【新規】保育士等処遇改善推進事業費補助金	
小規模保育事業所		地域型保育給付費				その他					【拡大】病児・病後児保育費	
		保育士等サポート事業費補助金(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所) 保育所等質の向上支援事業費(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業)				認可外保育施設等利用給付費 認可外保育施設健康診断実施費補助金					【新規】全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金	
		民間保育所等施設型給付費(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園)										
		民間保育所等副食費支援補助金(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設)										
		【ゼロ予算】保育士等相談窓口の設置										
		第2子保育料無償化(【拡大】民間民間保育所等施設型給付費・【新規】認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費)										
		【新規】保育士等処遇改善推進事業費補助金(民間保育所、民間認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設)										
		【拡大】病児・病後児保育費										
		民間保育所等支援内容記録カメラ等設置費補助金(病児・病後児保育施設、保育所、認定こども園等、放課後児童クラブ) ※R5年度補正、R6繰越										
F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します		【拡大】児童扶養手当費	ひとり親家庭・寡婦医療対策費									【拡大】児童扶養手当費
		白菊奈運営費	【新規】指定管理者候補者選定審査会費				広域入所費					【新規】指定管理者候補者選定審査会費
		ひとり親家庭等相談支援費	ひとり親家庭等自立促進センター費				ひとり親家庭自立支援助成費					【新規】ひとり親家庭養育費確保支援事業費
						母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(特別会計)						
						ひとり親家庭等日常生活支援費						
E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます 1 地域の防犯、交通安全活動を推進します					子どもを守るネットワーク推進費					補導活動費 青少年問題協議会費		
F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします 2 人権侵害から市民を守ります					子どもを守る取組推進費					【新規】こども相談センター(子どもへの相談支援)		
F8 安心できる衛生環境を確保します 1 感染症の発生と感染拡大を防止します	事故賠償補償保険料(予防接種)				事故措置費(予防接種) 【拡大】定期予防接種費(法改正によるシステム改修)6月補正					【拡大】定期予防接種費(システム改修)6月補正		
					予防接種再接種費 ※20歳未満							
					乳幼児インフルエンザ予防接種費							
G1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます 3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります					子ども会等育成推進費					青少年健全育成活動費補助金		

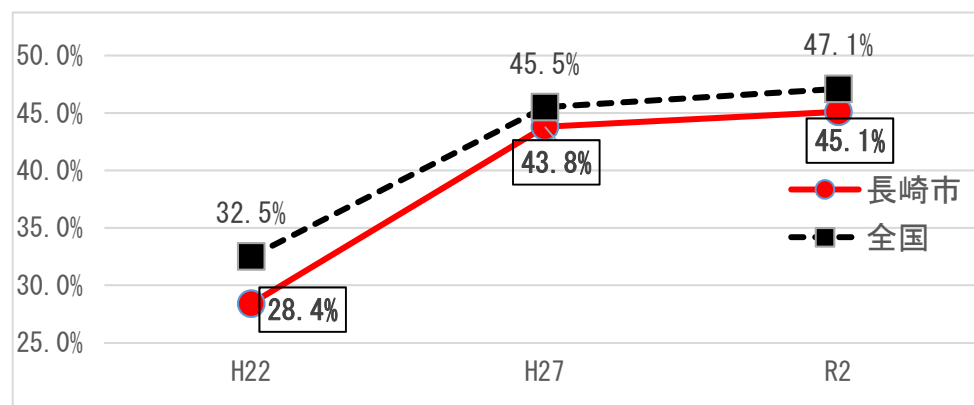
4 子どもを取り巻く基礎数値について

(1) 長崎市の状況



※婚姻数及び妊娠届出数は届出地による集計、出生届は住所地による集計

[参考] 共働き世帯割合の推移 (各年10月1日現在)



出典：総務省「国勢調査」

調査時点：

各年10月1日 (5年毎)

算出方法等：

共働き世帯 = 夫婦とも就業世帯数 ÷ 夫婦がいる一般世帯数 × 100

(2) 保育所等の待機児童数について

ア 国待機児童・総待機児童の各人数

(ア) 国待機児童（※1）0人

平成31年度以降、各4月1日時点でいずれも0人

(イ) 総待機児童（※2）109人

（各年度4月1日時点）

待 機 理 由	R4	R5	R6
(ア) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	75	72	109

※1 国待機児童：国の保育所等利用待機児童数調査要領に基づいて算出した待機児童

※2 総待機児童：(ア)の理由で入所できていない待機児童

イ 国待機児童が「0」となった理由

令和6年4月入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、129人が待機児童となったが、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供を行った結果、国待機児童が0人、総待機児童が109人となった。（各年度4月1日時点）

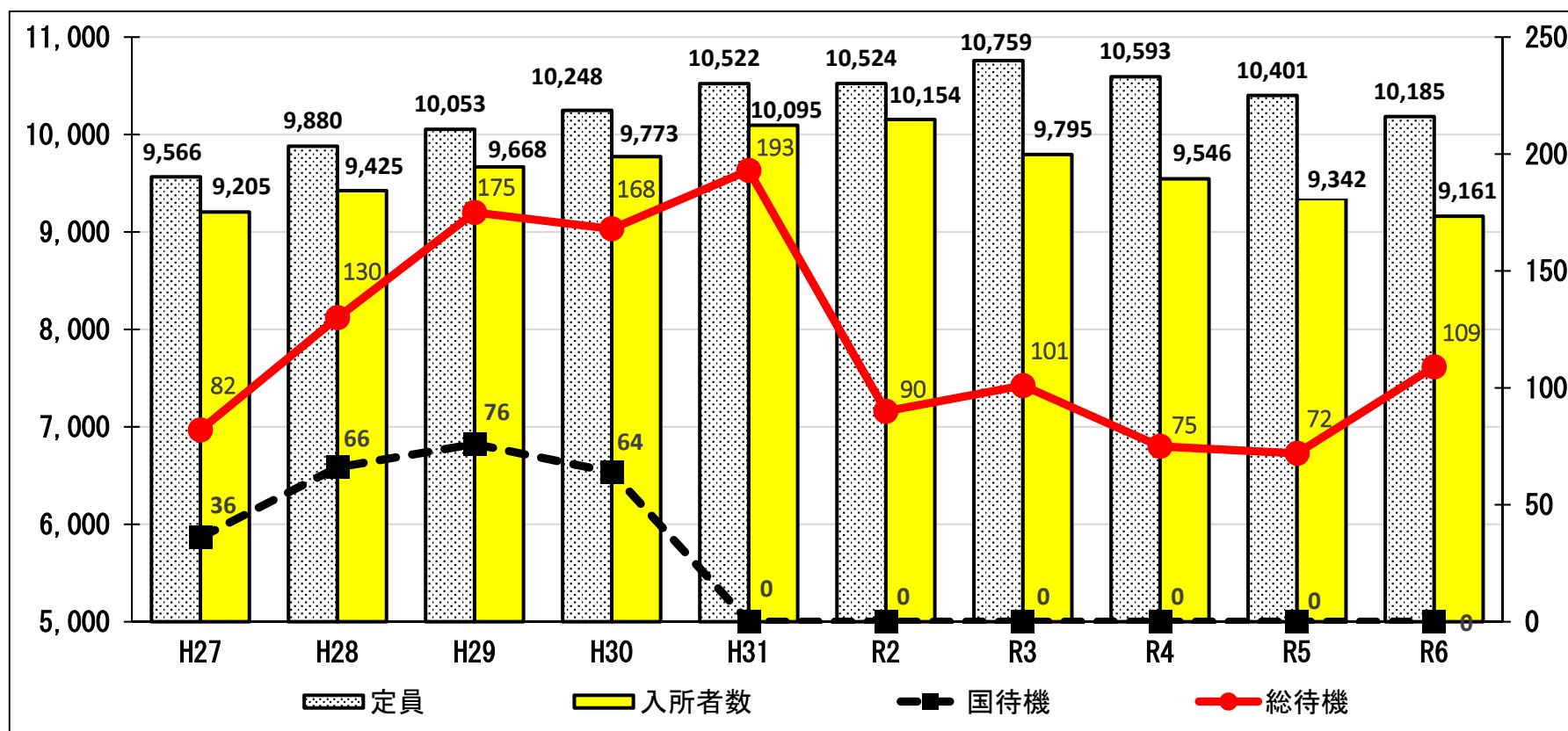
待 機 理 由	R4	R5	R6
(ア) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	75	72	109
(イ) 他の入所可能な施設を紹介し、入所が決定	21	27	12
(ウ) 申請を取り下げた（幼稚園入園、転出等）	10	12	8
合 計	106	111	129

ウ 保育所等の入所者数、定員数、待機児童数の推移 (単位：人、各年度4月1日時点)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
定員数	9,566	9,880	10,053	10,248	10,522	10,524	10,759	10,593	10,401	10,185
入所者数	9,205	9,425	9,668	9,773	10,095	10,154	9,795	9,546	9,342	9,161
入所率	96.2	95.4	96.2	95.4	95.9	96.5	91.0	90.1	89.8	89.9
国待機	36	66	76	64	0	0	0	0	0	0
総待機	82	130	175	168	193	90	101	75	72	109

入所者数、定員数 (人)

待機児童数 (人)



(3) 放課後児童クラブの登録児童数等について

◎小学校の児童数は、年々減少傾向にあるものの、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にある。

◎令和元年度以降、待機児童数は0人。

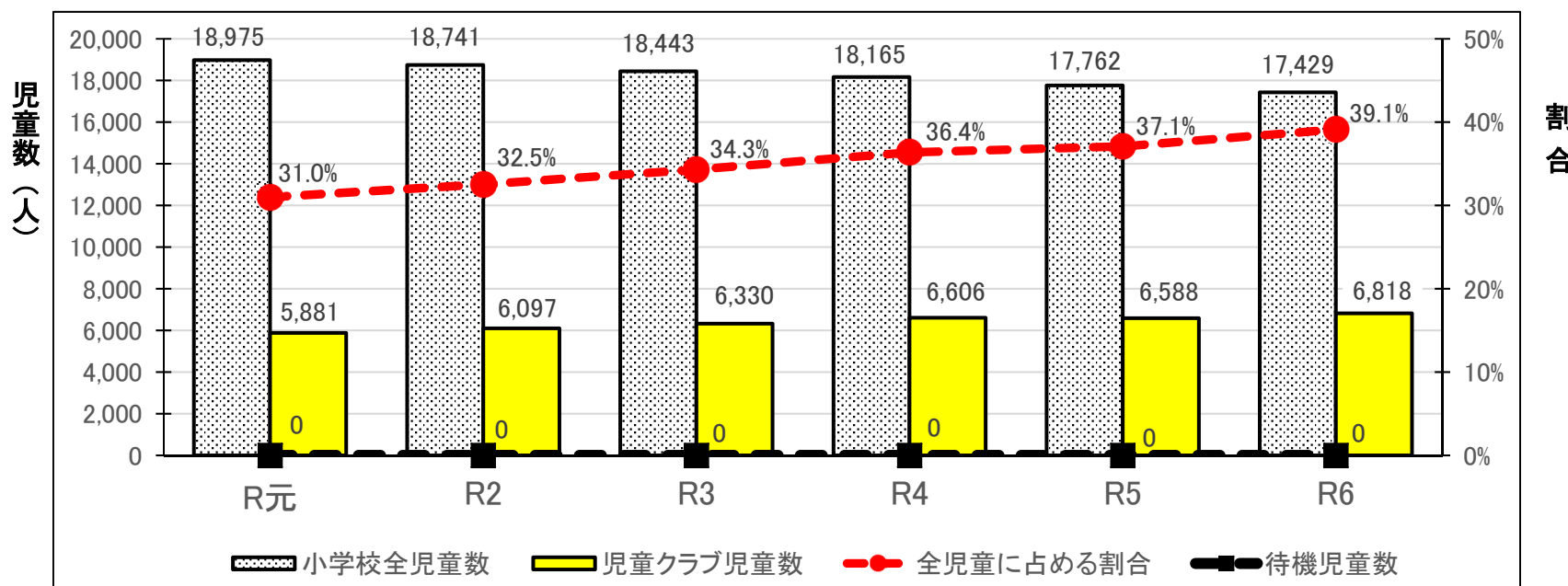
放課後児童クラブ登録児童数等の推移

(各年度5月1日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校全児童数(人)	18,975	18,741	18,443	18,165	17,762	17,429
児童クラブ登録児童数(人)	5,881	6,097	6,330	6,606	6,588	6,818
全児童に占める割合(%)	31.0	32.5	34.3	36.4	37.1	39.1
待機児童数(人)	0	0	0	0	0	0

※令和6年度の「児童クラブ登録児童数」は、国の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査(7月実施予定)」前の事前調査による速報値

※「待機児童数」は、国の実施状況調査要領に基づいて算出



5 令和6年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		社会福祉審議会費 (児童福祉専門分科会)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、児童福祉に関する子育て支援策など、重要事項を調査・審議する。	674
2	新規	こども計画策定費	こども基本法第10条に基づく「こども計画」を策定する。 ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「貧困対策推進計画」と一体的に策定 ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を内包	6,161
3	拡大	子育て応援情報発信費	子育て中の家庭（これから子育てを始める家庭も含めて）が必要としている情報を、インターネットや紙媒体を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行う。 ・子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアル ・イーカオサポーター制度の運用 ・子育てInstagram「イーカオぐらむ」の運用	1,978
4		子ども食堂開設応援費	子ども食堂の運営を熟知した者（子ども食堂開設応援アドバイザー）を長崎市が派遣し、子ども食堂の開設を検討している個人・団体からの相談に応じ、助言、情報提供等を行うことにより、開設を支援する。	180
5		子ども医療対策費	高校生世代までの子ども（18歳に達する年の年度末まで）を対象に、その保護者に対して、子どもの保険診療費の一部負担金から1医療機関につき1日上限800円、ひと月上限1,600円を差引いた額を助成する。 ・乳幼児、小学生、中学生 → 現物給付 ・高校生世代 → 償還払	1,168,340
6		交通遺児援助費	交通事故により、母または父が死亡した遺児を監護する者に、見舞金及び教育手当と入学・卒業祝金を支給する。	292
7		児童福祉システム運営費	児童手当、児童扶養手当及び福祉医療費の3業務を扱う児童福祉システムにおいて、保守委託、パソコン等賃貸借を行うもの。	10,987
8	拡大	【6月補正】 児童福祉システム整備費	児童手当、児童扶養手当及び福祉医療の3業務に対応する児童福祉システムにおいて、マイナンバー制度、児童手当制度見直し、地方公共団体情報システムの標準化への対応を行い、業務の効率化及び手続きの簡素化を図る。	171,731
9		子育て支援センター運営費	概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。 【R6.4月現在】 ・週6日型（10時～16時 6時間開所） 14か所 ・週3日型（10時～15時 5時間開所） 3か所	100,521

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
10		発達支援特化型子育て支援センター運営費	概ね小学校低学年までの発達障害児又は発達が気になる児童とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。 ・1か所設置 週6日、10時～16時 6時間開所	12,183
11		児童センター・児童館運営費	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とした施設を運営する。 ・大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館の4か所	38,762
12		あぐりの丘運営費	子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資することを目的として設置する「あぐりの丘」について、指定管理者による管理運営を行う。 ・指定期間 令和4年10月28日～令和10年3月31日 ・指定管理委託料 837,419千円（R4～R9年度）	161,260
13		軽中度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児の補聴器購入において、新規又は耐用年数(5年)が経過した補聴器の購入費を補助する。	1,503
14		児童福祉総務費事務費	こども政策課の業務に係る費用。	1,514
15	新規	【単独】児童福祉等設備整備事業費 あぐりの丘	長崎市あぐりの丘の老朽化した合併処理浄化槽の設備を更新し、円滑に業務を行える環境を整えることで、あぐりの丘の適正な管理運営につなげる。 ・経費 25,300千円 ・内容 合併処理浄化槽 膜分離ユニット交換	25,300
16	拡大	児童手当費	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給する。 ・3歳未満児 15,000円/月 ・3歳以上～小学生 （第1子・第2子）10,000円/月 （第3子以降）15,000円/月 ・中学生 10,000円/月 ※所得制限額超過世帯に対しては児童1人につき5,000円/月 ◆制度改正（R6.10月分の手当から） ・所得制限の廃止 ・支給期間の延長（中学生まで→高校生年代まで） ・第3子以降に係る手当額の増額（15,000円又は10,000円→30,000円）及び第1子・第2子にカウントする対象年齢の引上げ（高校生年代→22歳年度末） ・支払回数増（4か月に1回→2か月に1回）	6,456,288

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
17	新規	指定管理者候補者選定審査会費 白菊寮	現在指定管理者により管理運営を行っている母子生活支援施設「長崎市立白菊寮」の指定期間が令和6年度で満了となることから、令和7年度から新たな指定管理者を指定するにあたり、指定管理者候補者を選定するための審査会を開催する。	124
18		ひとり親家庭等相談支援費	ひとり親家庭等の生活相談等に応じ、その自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図るとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の納入を指導する。 ・母子・父子自立支援員 2人配置 ・償還推進員 2人配置	13,998
19		ひとり親家庭自立支援助成費	ひとり親家庭の親が教育訓練を受講し、または資格取得のために養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給する。 ・対象者 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父（支給要件あり） (1) 自立支援教育訓練給付金 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座、特定一般教育訓練給付の指定講座等又は専門実践教育訓練給付の指定講座等（専門資格の所得を目指すものに限り。）の受講費用の60%を支給（上限額あり） (2) 高等職業訓練促進給付金 資格取得のため養成機関で修業する場合に支給 ・市民税非課税世帯 100,000円/月（最終の1年 140,000円/月） ・市民税課税世帯 70,500円/月（最終の1年 110,500円/月） (3) 高等職業訓練修了支援給付金 ・市民税非課税世帯 50,000円 ・市民税課税世帯 25,000円	53,491
20		ひとり親家庭等自立促進センター費	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援のために、一貫した就労支援サービスを提供するとともに、専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、ひとり親等への総合的支援を行うことを目的とした「ひとり親家庭等自立促進センター事業」を長崎県と共同して実施する。	4,620
21	新規	ひとり親家庭養育費確保支援事業費	ひとり親家庭における養育費の取決めを促すとともに、養育費の取決めの継続した履行を確保するため、公正証書等の作成及び養育費保証契約の締結にかかる費用を補助する。 (1) 公正証書等の作成に係る補助金 養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用を補助（上限5万円） (2) 養育費保証契約の締結に係る補助金 養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する本人負担費用(保証料)を補助（上限5万円）	1,750

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
22	拡大	児童扶養手当費	<p>ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障害状態にある児童を監護する父又は母又は養育者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。一定の障害を有する児童は、20歳未満まで。 ・支給額 <ul style="list-style-type: none"> 第1子 45,500円/月 ※所得制限による一部停止の場合 45,490円/月～10,740円/月 第2子 10,750円/月～5,380円/月加算 第3子以降 1人につき6,450円/月～3,230円/月加算 ・支給回数 年6回（奇数月） <p>◆制度改正（R6.11月分の手当から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得限度額の引上げ（全部支給 年収160万円→190万円、一部支給 年収365万円→385万円） ・第3子以降加算額の引上げ（第2子と同額まで引上げ） 	1,794,092
23		特別児童扶養手当	<p>精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 <ul style="list-style-type: none"> 1級 52,400円/月 2級 34,900円/月 	※県が認定・支給。長崎市は受付・進達のみ
24		ひとり親家庭・寡婦医療対策費	<p>20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童、父母のいない18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童が医療機関で治療を受けた場合並びに寡婦（60歳～70歳未満のひとり暮らしの者）が入院し治療を受けた場合、保険診療費の一部負担金から次の額を差引いた額を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父、母、子 1医療機関につき1日上限800円、ひと月上限1,600円 ・寡婦 入院1日につき1,200円 	186,691
25		白菊寮運営費	<p>配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援することを目的とした長崎市立白菊寮について、指定管理者により管理運営を行う。</p>	25,388
26		（予防接種） 事故賠償補償保険料	<p>予防接種実施上の過失等に起因して、被接種者の身体又は生命が害されたことにより、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填する保険に加入する。</p>	869
27		（予防接種） 事故措置費	<p>予防接種による健康被害者に対して、医療費、医療手当及び障害年金を支給する。</p>	10,510
28		未熟児養育医療費	<p>出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であると医師が判断した未熟児のうち、医師が入院による養育を必要と認められた者に対して必要な医療の給付を行う。</p>	29,673
29		身体障害児育成医療費	<p>確実な治療効果が得られる身体上の障害を有する児童等に対して必要な医療の給付を行い、生活能力の回復を図る。</p>	3,113

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
30		小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病を抱える児童等に対して必要な医療の給付を行うとともに、対象児童等の自立を支援する。	137,395
31		乳幼児インフルエンザ予防接種費	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児を対象としたインフルエンザの任意予防接種について、費用の一部を助成する。	40,029
32		予防接種再接種費	予防接種法に基づき実施される定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた方に対し、20歳未満までに再接種した費用を助成する。	648
33		【6月補正】 定期予防接種費	伝染のおそれがある疾病の発生又はまん延を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種について、全額公費負担して委託医療機関で実施するとともに、県外での接種費用を助成する。 【対象疾病】 ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症	817,216
34		【特別会計】 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金の貸付けを行う。 (貸付金内訳：母子父子 11,872千円 寡婦 2,342千円)	14,214
35		こども基金（歳入）	次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、市民と行政が一体となって、子ども・子育てに関する支援の取り組みを推進するため、2億円を原資としてこども基金を設置している。 ・設置日 平成20年4月1日 ・増資方法 企業・団体及び篤志家からの寄附及びそれと同額を行政が基金に積み立てる（マッチング方式） ・R5年度末現在高（決算ベース） 4億7,072万9209円 ・R6年度活用予定額 62,038千円 ※R3～R7年度は、新型コロナウイルス感染症対策の財源不足を補うため、こども部の主な新規・拡大事業に充当する。	-

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1	新規	こども家庭センター運営費	「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の両機能を一体的に運営し、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、状況に応じた必要な支援を行うことで、その家庭の問題が深刻・複雑化することを未然に防ぎ、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行う。	26,067
2	拡大	子育て応援情報発信費	子育て家庭が必要としている情報を子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネット等を活用して情報提供する。 ・スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種の管理ができるほか、子育て情報等のプッシュ通知や施設検索機能等を備えた子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」の運用 ・子育てに関する様々な情報を掲載した「長崎市子育てガイドブック」の作成 ・祖父母世代が子育て世代のサポートや孫育てを行う上で役立つ「孫育てガイドブック」の作成	1,459
3		地域親子のふれあい支援費	公民館、ふれあいセンター等において、地域の民生委員児童委員、ボランティアと協力し、未就園児及びその保護者を対象とした「お遊び教室」を開催し親子の交流を図る。また、子育てに関するミニ講座や相談を行うことにより、健やかな子育てができるよう支援する。	7,288
4		伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるために、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する。 ・伴走型相談支援：妊娠届出時より妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行い必要な支援へとつなぐ。 ・経済的支援（出産・子育て応援給付金）：妊娠届や出生届を行った妊婦等に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため合計10万円を給付する。	222,866
5	拡大	乳児家庭全戸訪問費	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、子育てに関する情報提供、育児不安や悩みの相談、養育環境等の把握を行い、子育てへの支援を必要とする家庭を早期に各種の養育支援につなぐことで、乳児の心身の健やかな成長及びその健全な養育環境を確保する。	14,867
6		養育支援訪問費	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を保健師等の専門職が行い、児童虐待の防止を図る。	46
7	拡大	子育て世帯訪問支援事業費	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	2,469

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
8		ファミリー・サポート・センター運営費	地域において、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。	11,480
9	新規	乳児期家事代行サービス事業費	0歳児の子どもを育てるすべての家庭を対象として、1歳の誕生日の前日まで、乳児1人につき6回を上限に家事代行サービスを実施する。	9,551
10	拡大	子育て短期支援費	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において一定期間養育する。 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ） ・夜間養護事業（トワイライトステイ） ・R6年度から親子入所及び通学時等の児童の付き添いを実施。	2,762
11		子ども・子育て支援連携体制促進事業費	利用者支援専門員が中心となり、身近な場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業を地域のなかで利用できるよう、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等とのネットワークづくりを推進し、地域の実態に沿った連携体制を構築する。	3,420
12		助産施設入所費	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。 (実施施設：長崎みなとメディカルセンター)	8,137
13		ひとり親家庭等日常生活支援費	ひとり親家庭の父母等が、教育訓練を受けるなど自立促進に必要な事由や疾病などの社会的事由などにより、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な状況にある世帯、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活支援・子育て支援を行うことで生活の安定を図る。	849
14		広域入所費	配偶者のいない女性又はそれに準ずる事情のある女性が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援するが、DV被害者等で市内の施設では安全が確保できないと判断した場合、市外の母子生活支援施設に入所し、その経費を支弁する。	15,466
15		妊産婦健康診査費	妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と「産後うつ」の予防などのための産後の健診（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、多胎妊婦については5回を限度とした健診の助成を追加し、低所得妊婦については初回の産科受診費用を助成する。	223,132
16		乳幼児健康診査費	生後4か月児に公的機関で乳児健康診査を実施するほか、7か月、10か月児は委託医療機関において公費による健康診査を実施する。必要により精密健康診査費を助成して乳児の健康の保持増進に努める。また、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。	31,642
17		一歳六か月児健康診査費	1歳6か月から2歳までの間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査やフッ化物塗布など歯科保健の向上を図る。	5,969

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
18		三歳児健康診査費	3歳から4歳の間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査を実施し、歯科保健の向上を図る。	7,655
19		母子保健訪問指導費	新生児、妊産婦及び未熟児などを対象に、家庭訪問により適切な助言指導を行い、産後うつの早期発見や児童虐待防止を図る。	3,726
20	拡大	産後ケア事業費	産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、産科医療機関等において、ショートステイ（宿泊）・デイケア（通所）・アウトリーチ（訪問）による心身のケアや育児支援を行う。	11,481
21		親子歯科口腔保健費	妊娠・出産及び乳幼児期における親子の口腔疾患を予防するため、保健指導及び歯科医院への受診支援を実施することで、子育て家庭の正しい歯科保健行動の確立を図る。	11,671

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		産休・病休代替職員費補助金	児童福祉施設等に勤務する職員が出産又は病休を取得するにあたり、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に任用する経費を助成する。	3,478
2	拡大	病児・病後児保育費	<p>病気又はその回復期にある児童で集団及び家庭での保育ができない場合に、その児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備するもの。</p> <p>【実施施設】 8施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくだこどもクリニック「あひるっこルーム」 ・中山小児科クリニック「にこにこルーム」 ・社会福祉法人 正道会「あおむし」 ・りゅうキッズクリニック「クローバー」 ・森の風保育園（新） ・幼保連携型認定こども園 さくら幼稚園・さくらんぼ保育園（新） ・幼保連携型認定こども園 愛宕ピノキオこども園（新） ・認定こども園 キンダーフィールド（新） 	141,714
3		保育所等質の向上支援事業費	市内を3区域に分け、前期・後期の2回程度、区域内の保育所等の職員が集まり、業務の課題の洗い出しや対処方法などについてグループワークを行うことにより、保育の質の向上を目指すとともに、施設間で情報を共有することで、施設間の連携を強めることで地域としての保育力向上を図る。	649
4		認可外保育施設等利用給付費	認可外保育施設等の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、利用料の給付を行う。また、給付にかかる請求書等の整理・データ入力等の事務を民間事業者に委託し、事務の効率化を図る。	132,810
5	新規	認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費	認可外保育施設を利用している第2子以降の保育料（月額29,000円を上限）を無償化するために、対象児童の保護者に償還払いで給付するもの。	33,160
6		低所得世帯副食費給付費	<p>新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者等に対し、新制度に移行した施設と同様に副食費の支援を行う。</p> <p>【対象施設】 2施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助実績平均額 1人あたり2,300円/月 	911

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
7		民間保育所等事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等実施事業費補助金：178,892千円 ・一般型一時預かり費補助金：89,471千円 ・幼稚園型一時預かり費補助金：143,950千円 	412,313
8		認可外保育施設健康診断実施費補助金	認可外保育施設に従事する職員及び利用児童に対して健康診断を実施するための費用を補助する。	312
9		民間保育所等副食費支援補助金	原油価格・物価高騰の影響による食材費の上昇分の補助を行うもの。	28,027
10		保育士等サポート事業費補助金	保育補助者や保育の周辺業務を行う人員を配置することにより、保育士等の持ち帰り仕事の削減や休憩時間を確保し、保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を図るため、保育補助者又は保育支援者を雇用する場合に必要な経費を補助する。	216,535
11	新規	保育士等処遇改善推進事業費補助金	県の新たな補助制度を活用し、保育士等の給与面での処遇改善や、研修を機とした職場環境の改善に取り組み、保育士等が「働きがい」や「働きやすさ」を実感することで、保育士等の離職防止を図るもの。	56,000
12		民間保育所等運営費補助金	民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため、民間保育所及び認定こども園（保育所型、幼保連携型）に対し助成するもの。	195,457
13		医療的ケア児保育支援費補助金	<p>保育所等において、痰吸引や胃ろうなどの医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う施設を指定し、医療的ケア児に対応する看護師の件数相当額を助成することで医療的ケア児の受入れの安定化を図り、保育の充実を図る。</p> <p>【対象施設】 3施設</p>	15,165
14		長崎市保育会研修費等補助金	長崎市保育会が実施する保育士等の研修事業活動費を助成する。	3,280

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
15	拡大	【6月補正】 【補助】児童福祉等施設整備事業費 補助金 民間保育所等	入所児童の保育環境の向上を図るため、民間認定こども園の老朽施設の整備に伴う経費を助成しているが、事業に係る国の補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。(当初予算計上の3施設のうち2施設について増額) 【対象施設】 2施設 ・西浦上保育園(改築) ・山里平和保育園(改築)	451,417
16	拡大	民間保育所等施設型給付費	・民間保育所 (66施設、延 59,211人/年、6,801,411千円) ・認定こども園 (56施設、延 75,577人/年、7,561,525千円) ・幼稚園 (10施設、延 6,723人/年、614,358千円)	15,120,013
17		地域型保育給付費	・小規模保育事業 (1施設、延132人/年)	26,817
18		市立保育所費運営費	・市立保育所運営費 (5施設、定員550人)	303,446
19		市立認定こども園費運営費	・市立認定こども園運営費 (1施設、定員117人)	51,918
20		私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園の経営健全化を高めるため、市内の私立幼稚園等に対し、運営費等を補助する。	25,770
21		長崎市私立幼稚園・認定こども園協会 研修費等補助金	長崎市私立幼稚園協会の研修事業を奨励し、教職員の資質向上を図るため、同協会が行っている各種の教職員研修に対し、その一部を補助する。	2,041
22	新規	全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金	全日本私立幼稚園連合会九州地区会が実施する研修開催経費の一部について、主管である長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会へ補助する。	250
23		高島幼稚園運営費	・高島幼稚園運営費等 (1施設、定員40人)	6,965

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
24		私立幼稚園預かり保育促進費補助金	家族の介護や就労のために児童を保育できない保護者が、市内の私立幼稚園等が実施している預かり保育を利用した場合、保護者に対して負担している預かり保育料の一部を補助する。	1,239
25		保育料（歳入）	<p>長崎市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の審議を経て、国の徴収基準額を基本に8階層に区分している。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。なお、令和6年度から、2人以上入所している場合の第2子以降については無料としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所保育料（現年度） 389,260千円 ・市立保育所保育料（現年度） 22,952千円 ・市立認定こども園保育料（現年度） 5,271千円 <p style="text-align: right;">計 417,483千円</p>	417,483

【こどもみらい課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		青少年問題協議会費	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して総合的に審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図る。	258
2		補導活動費	青少年の非行防止及び健全育成のために、関係機関と連携を図りながら、補導業務・相談業務・環境浄化業務などを推進する。	15,368
3		子どもを守る取組推進費	子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等の防止に関する広報、啓発、相談体制を整備するとともに、各種機関との連携を図る連絡協議会や専門的かつ客観的見地からの調査等を行う専門委員会を設置するなど、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。	311
4		放課後児童健全育成費	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。 ・児童クラブへの補助金の交付[対象数:175支援の単位] (運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等補助、利用料減免費) ・児童クラブ支援員の研修、施設修繕等	1,836,051
5		放課後子ども教室推進費	長崎市内の小中学校区において、放課後又は、週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を設けることを目的として放課後子ども教室を実施する。 ・放課後子ども教室への運営委託 ・放課後子ども教室開設セミナーの開催 ・放課後対策推進審議会の開催	15,452
6		子どもを守るネットワーク推進費	子どもたちが安全にかつ安心して過ごすことができる住みよいまちをつくるために、各小中学校区で子どもを守るネットワークを組織し、地域の力を結集して、パトロールなど子どもたちの安全確保のための活動を支援する。 [対象 66団体]	4,687
7		子ども会等育成推進費	長崎市子ども会育成連合会と長崎市青少年育成連絡協議会と連携して、子どもの活動の充実を図る。 ・広島・長崎子ども会親善交歓会の実施 ・子ども会交流推進事業(子どもゆめフェスティバル)の実施 ・青少年育成協議会活動事例発表会の開催 等	2,610
8		青少年健全育成活動費補助金	青少年の健全な育成を図るために、地域の青少年育成協議会が行う健全育成活動や、非行・事故を防止する活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。 [対象 54団体] ・運営費補助 ・事業費補助	13,500

6 指定管理者の更新の方針について

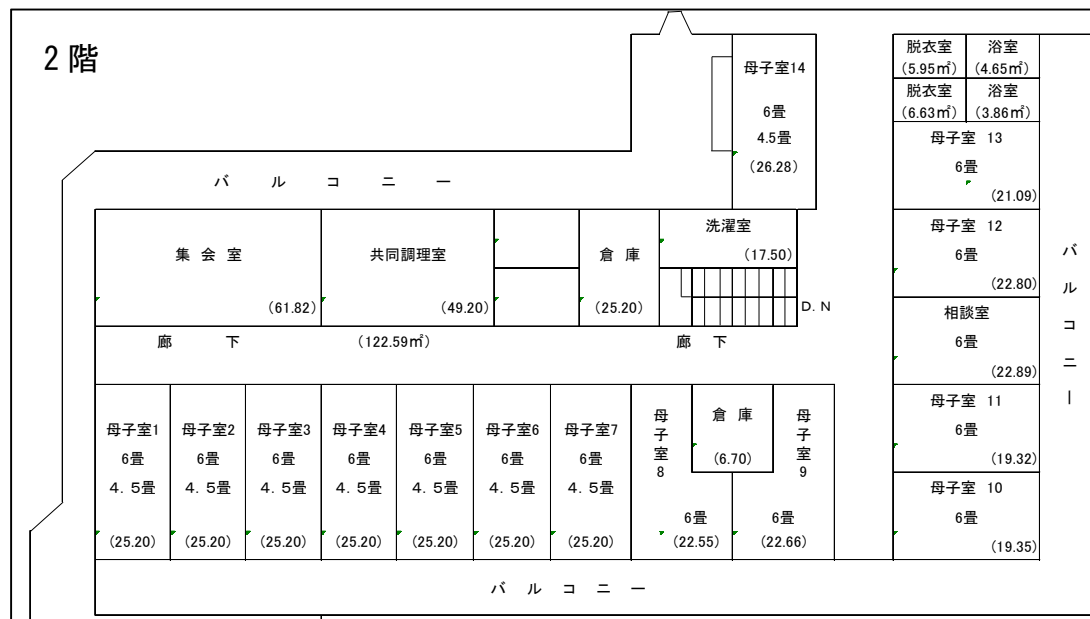
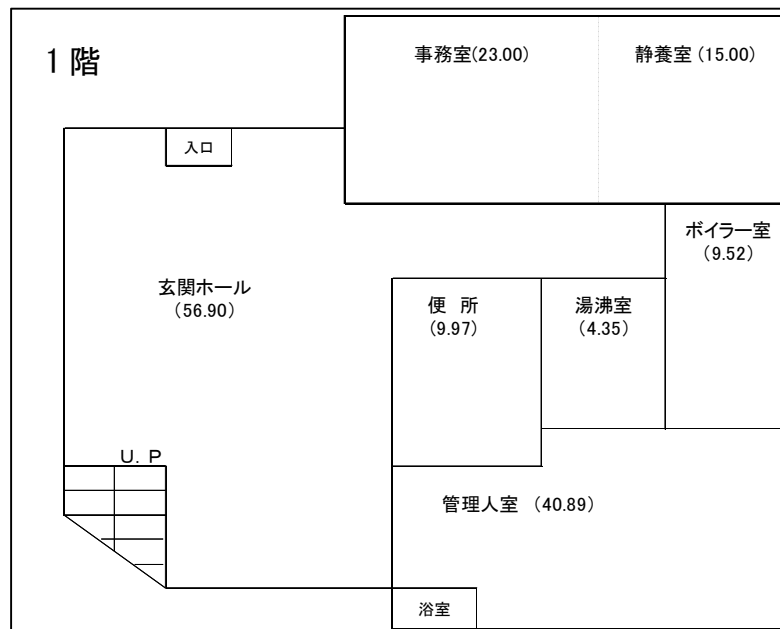
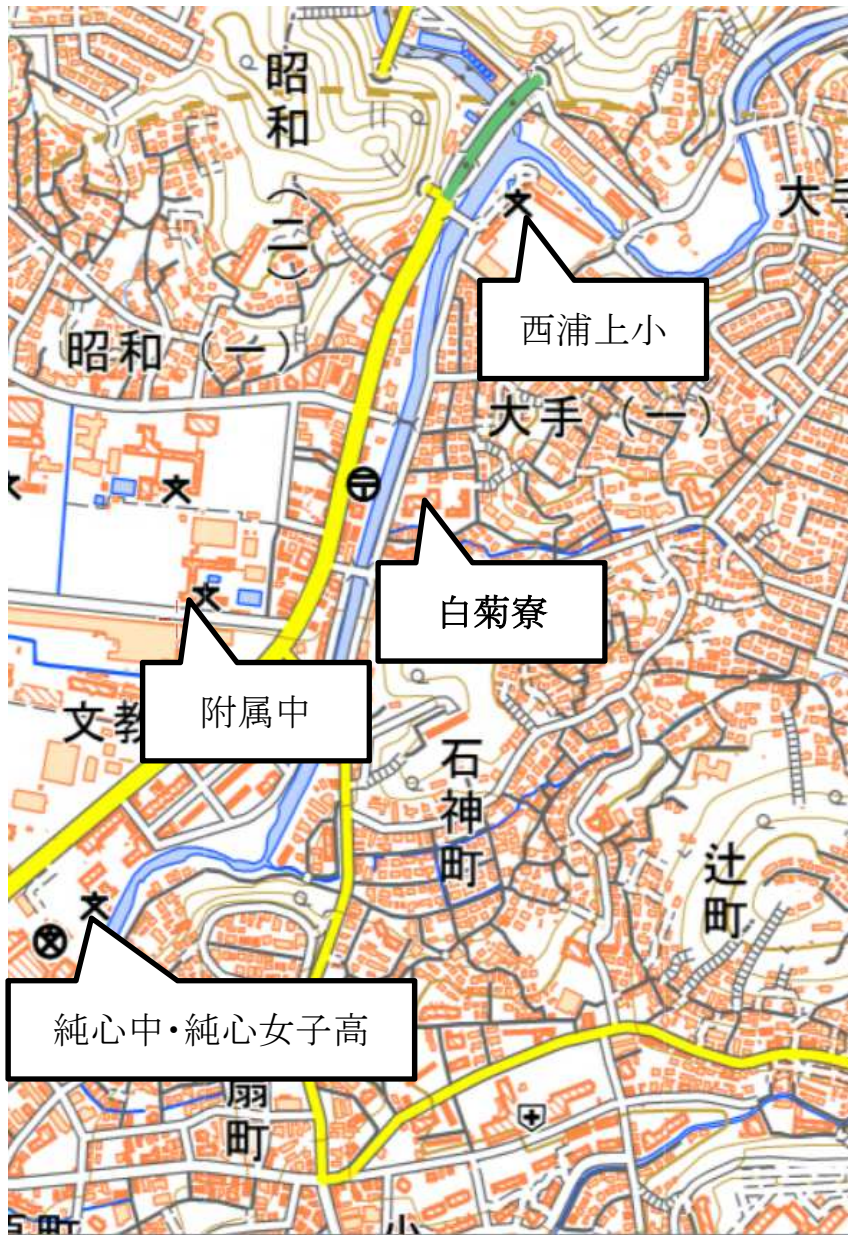
(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市立白菊寮	長崎市母子生活支援施設条例	一般社団法人 ひとり親家庭福社会ながさき	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	こども政策課
	長崎市あぐりの丘	長崎市あぐりの丘条例	グロウスピーア共同事業体	令和4年10月28日～ 令和10年3月31日	こども政策課

(2) 公募予定施設 長崎市立白菊寮

- ア 名称 長崎市立白菊寮
- イ 所在地 長崎市大手1丁目2番5号
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- エ 設置年月日 昭和29年9月1日（※現施設 平成5年3月15日建設）
- オ 設置目的 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他援助を行うことを目的とする。（児童福祉法第38条）
- カ 主な施設内容
延床面積 841.71㎡
1階 事務室、静養室、管理人室
2階 母子室（14室）、集会室、共同調理室、相談室、浴室（2室）、洗濯室
- キ 開館時間 常時開館
- ク 休館日 なし

ケ 位置図、配置図



(3) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移等

年度	導入前 (H17年度)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
入所世帯数（各年4月1日現在）	11	4	1	4	3	4
指定管理委託料（千円）※	（直営） 16,334	20,402	24,184	24,244	24,064	24,364

※修繕・入進学支度金に係る委託料を除く

イ 主なサービス向上策

- ・入所児童へのオンライン学習会
- ・入所者へのこども食堂お寿司提供
- ・精神科医による職員研修、勉強会
- ・産婦人科医による入所者個別相談

ウ 評価

書類提出に遅れが見られる部分があるが、施設運営については、事業計画に基づき入所者が安全で安心して生活できる環境を確保し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にも配慮した取組みができています。今後も、母子の安全安心な生活を確保するとともに、入所者が自立して社会生活に適応できるよう、適切な支援へ繋げていきたい。

(4) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき
- イ 現在の指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- ウ 次期指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- エ 選定方法 公募
- オ 利用料金制 導入しない（利用料金収入とすべき収入がないため）

(5) 指定までのスケジュール

年 月	議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年7月		指定管理者公募
令和6年8月		↓
令和6年9月		・公募締切
令和6年11月	11月議会	審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・審査及び候補団体の決定
		指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査

(6) 今後の施設のあり方について

ア 適正配置基準における位置付け

施設の利用者数は減少傾向にあるが、養護相談は増加している。相談から入所につながったり、婦人相談所等を退所した後に利用される施設であるため、全市的な施設として市内1か所の配置を維持するが、今後のあり方については民間移譲を含めて検討する。

イ 今後の施設の方針

本施設は、次の課題がある。

ハード面（平成5年3月15日建設）

- ・ 構造が前近代的で利便性が低く、プライバシーの確保も不十分。（浴室と調理場が共同設備）
※本施設設置後に制定された設備の基準（平成23年厚生労働省令）を満たしていない。
- ・ 築30年が経過し今後大規模修繕が必要。（給水設備改修、調理室流し台、屋上防水など）

ソフト面

- ・ 本施設は保育所と併設しているが、DV避難での入所もあり、保育所にとって運営面で不安がある。
- ・ 定員14世帯に対して、平成29年度以降3世帯／月を下回っている。ここ数年は他市町村からの入所もない。



適正配置基準に沿いつつ、上記課題を解消するため、次のとおりとしたい。

①将来的な利用見込

- ・ 将来的に保護、支援すべき母子の数を見込み、適正な施設規模を判断する。
- ・ 見込数が著しく少数である場合は、他都市の施設への広域入所に委ねることも検討する。

②民間移譲の検討

- ・ 他都市では母子生活支援施設を民間が運営している事例があり、他都市の運営方法等を把握する。
- ・ 本市において施設の設置、運営が可能な民間事業者がないか意向調査を行う。



上記の結果を踏まえ、令和6年度中に今後の方向性を出すよう検討する。

民間事業者に設置、運営を委ねる場合でも、民間事業者の選定、施設の設計、建設に複数年を要するため、令和7～11年度について指定管理者による運営を継続し、指定管理者を公募で選定する。

7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正について

(1) 概要

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要があることから、3歳児及び4・5歳児の職員配置基準について、75年ぶりに改善されたことに伴い、国の関係基準が改正されたもの。

(2) 改正された基準

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

（長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例）

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき

内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

（長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例）

エ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

（長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例）

※（ ）内は関係する市の基準条例であるが、令和5年9月市議会において、基準条例の規定形式の見直しを行い、基本的に国の基準のとおりとしたことから、改正の必要はない

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

成育局 保育政策課

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>十五人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>二十五人</u>につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>	<p>（職員）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>二十人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>三十人</u>につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

改正後	改正前												
<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>二十五人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>十五人</u>につき一人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五人</u> につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五人</u> につき一人	<p>（職員の数等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>三十人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>二十人</u>につき一人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね <u>三十人</u> につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十人</u> につき一人
園児の区分	員数												
一 満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五人</u> につき一人												
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五人</u> につき一人												
園児の区分	員数												
一 満四歳以上の園児	おおむね <u>三十人</u> につき一人												
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十人</u> につき一人												

<table border="1"> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 一～四 (略)</td> </tr> </table>	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	備考 一～四 (略)		<table border="1"> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 一～四 (略)</td> </tr> </table>	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	備考 一～四 (略)	
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人												
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人												
備考 一～四 (略)													
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人												
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人												
備考 一～四 (略)													
4・5 (略)	4・5 (略)												

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第 2 号。）

改正後	改正前
<p>第二 職員配置</p> <p>一 認定子ども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>十五人</u>につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>二十五人</u>につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第二 職員配置</p> <p>一 認定子ども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>二十人</u>につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>三十人</u>につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>二 (略)</p>

エ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>(職員)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め</p>

<p>る数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p>	<p>る数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p>

<p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 （略）</p>	<p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 （略）</p>
<p>（職員）</p> <p>第四十七条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第四十七条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 （略）</p>

(3) 施行期日

令和6年4月1日

ただし、経過措置として、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の新基準の規定は、適用しないこととしている。この場合において、改正前の規定は、この施行の日以後においても、なおその効力を有する。

8 市立の保育所等の今後のあり方の方針見直しについて（報告）

(1) これまでの市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針等

・ 「市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針」（平成19年12月）

「民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用する」

※ ただし、中央、伊良林、大手、仁田、緑ヶ丘の各保育所については、施設的な課題・制約があり直ちに移譲が困難なことから当面存続し、社会的状況により、定員減・廃止を含めて検証する。

・ 「長崎市公共施設の適正配置基準」（令和5年4月）

「公的幼児教育・保育の確保」の役割、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から

- 市立の認定こども園を市内中心部に1か所配置
- 高島地区は、保育需要を見極めながら、島内に1か所、市立認定こども園を配置することを検討

【平成19年の基本方針策定後の民間移譲等の状況】

幼稚園 （廃園）南(H22)、桜ヶ丘(H23) * ()は廃園年度

保育所 （移譲）愛宕(H22)、稲佐(H22)、戸町(H23)、山里(H23)、小ヶ倉(H23)、香焼(H29)、蚊焼(H30)、川原(H30)、為石(H30)、仁田(R8)、緑ヶ丘(R8) * ()は移譲年度
(廃園) 樺島(H20) * ()は廃園年度

【民間移譲未実施施設】

幼稚園：高島

認定こども園：幼保連携型認定こども園長崎幼稚園（平成29年度に幼稚園から移行）

保育所：中央、伊良林、大手

(2) 平成19年の基本方針を見直した背景

【要因】基本方針策定後における保育に係るソフト面・ハード面環境の大きな変化

ア 本市の少子化傾向に伴い、市立保育所等の入所者数・入所率の減少が顕著

* 各年4月1日時点

施設名	伊良林保育所		中央保育所		大手保育所		高島幼稚園		長崎幼稚園	
	平成19年	令和5年	平成19年	令和5年	平成19年	令和5年	平成19年	令和5年	平成19年	令和5年
定員	120人	120人	140人	140人	80人	80人	40人	40人	117人	117人
入所者 (入所率)	125人 (104%)	53人 (44%)	137人 (98%)	65人 (46%)	91人 (114%)	56人 (70%)	9人 (23%)	5人 (13%)	85人 (73%)	80人 (68%)
参考 入所者R6.3.1 (入所率R6.3.1)	-	60人 (50%)	-	74人 (53%)	-	58人 (73%)	-	3人 (8%)	-	83人 (71%)

イ 市立の保育所等が所在する区域における民間園の定員割れ施設が多数見受けられる状況

* 各年4月1日時点

区域名	桜馬場・片淵・長崎区域 (中央、伊良林保育所、長崎幼稚園の区域)		西浦上・三川区域 (大手保育所の区域)	
	平成19年	令和5年	平成19年	令和5年
保育所・認定こども園	8施設	14施設	6施設	11施設
定員合計	630人	1,177人	535人	1,192人
入所者合計(入所率)	700人(111%)	1,075人(91%)	544人(102%)	942人(79%)
参考 入所者合計(入所率) R6.3.1	-	1,240人(105%)	-	1,078人(90%)
定員割れ施設数(率)	2施設(25%)	11施設(79%)	3施設(50%)	10施設(91%)
参考 定員割れ施設数(率) R6.3.1	-	5施設(36%)	-	7施設(64%)

市立施設が所在する区域の保育受入量は、民間施設を含め十分確保されており、今後、市立施設を民間移譲した場合、当該区域における民間施設間での園児の確保競争など、施設運営への悪影響が懸念される。

ウ 市立の保育所等の建物の老朽化が顕著

(令和6年6月1日現在)

施設名	長崎幼稚園	中央保育所	高島幼稚園	伊良林保育所	大手保育所
建築年	昭和41年	昭和47年	昭和50年	昭和60年	平成5年
築年数	57年	52年	49年	39年	31年
残耐用年数	8年	13年	16年	26年	34年

(3) 見直し後の「市立の保育所等の今後のあり方」(令和6年4月)

ア 中央保育所及び伊良林保育所を民間移譲せず、適正な定員規模において認定こども園長崎幼稚園に集約の上、2保育所は廃止

なお、新たに整備する認定こども園については、地域や利用者の意見、また、財政面を考慮した上で、定員規模や必要な機能、設置場所等の方針を別途策定する。

イ 大手保育所を民間移譲せず、将来的には廃止

ウ 高島幼稚園は当面現状のまま存続(方針変更なし)

(4) 今後の進め方

基本方針内容の変更対象となった4施設(中央保育所、伊良林保育所、認定こども園長崎幼稚園、大手保育所)については、まずは今回の変更内容について、在園児の保護者や地元住民にお知らせする。

その上で、中央保育所、伊良林保育所及び認定こども園長崎幼稚園については、今後、新たに設ける長崎幼稚園の素案を作成の上、在園児の保護者や地元住民の理解を得られるよう、協議を行う。

(5) 位置図等

